

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領

制 定 平成28年 4 月 12 日付け28 農振第 12 号
農林水産省農村振興局長通知

改 正 平成30年 1 月 16 日 29 農振第 1621 号
改 正 令和 2 年 1 月 21 日 元農振第 2545 号
改 正 令和 4 年 1 月 25 日 3 農振第 2090 号
改 正 令和 6 年 1 月 23 日 5 農振第 2313 号
改 正 令和 7 年 3 月 26 日 6 農振第 2811 号

第 1 趣旨

我が国では、現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい農業景観、豊かな自然及び伝統的な農林水産業に関連する文化が守り伝えられている。他方、少子高齢化、コミュニティ機能の低下等により、それらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が次第に困難な状況になりつつある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、維持・保全を促す国際連合食糧農業機関（FAO）の世界農業遺産の取組は、我が国の農村振興の観点から大変重要である。

農林水産省では、世界農業遺産の取組を支持し認定の拡大を図るため、認定申請に必要な承認を付与するための国内審査を実施することとする。また、我が国において将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを広く発掘し、その価値を評価するため、農林水産大臣による日本農業遺産の認定を行う。

これら農業遺産は、伝統的な農林水産業の継承に留まらず、地域の自信と誇りを醸成し、国民の理解を深めることで、当該地域の活動への多様な主体の参画を促すとともに、地域産業を活性化させ、農村振興における様々な課題に貢献し得るものである。

第 2 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定

1 対象となる農林水産業システム

本制度の対象となる農林水産業システムは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業並びにそれに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった伝統的な農林水産業を営む地域であり、世界及び日本における重要性並びに歴史的及び現代的な重要性を有するものとする。

2 対象となる地域

本制度の対象地域は、共通の伝統的な農林水産業システムを有するおおむね旧市区町村の区域（昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域をいう。）以上の広がり

のある地域とし、農林水産業システムはおおむね 100 年以上の歴史を有し、かつ現在も営まれているものとする。

3 申請者

本制度に係る申請者は、対象地域を代表し、適切な運営・管理体制を有する団体であって、以下の要件を満たすこととする。なお、世界農業遺産への認定申請に係る承認を既に受けた地域であって日本農業遺産の認定を受けていない地域が日本農業遺産の認定を申請すること又は日本農業遺産の認定を既に受けている地域であって世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けていない地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請することは妨げない。

- (1) 組織規程及び構成員名簿（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (2) 対象地域内の市町村及び農林漁業者の組織する団体が含まれていること。

4 申請書の作成及び提出

(1) 申請書の作成

申請者は、別紙様式第 1 号により申請書を作成することとする。また、別紙様式第 2 号の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画については、認定の翌年度から 5 年間に取り組むべき内容を記載するものとする。なお、申請書の作成に当たっては、別に定める世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する応募要領（以下「応募要領」という。）に従い作成することとする。

(2) 申請書の提出

申請者は、応募要領に従い、申請者が所在する区域を管轄する地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局とし、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局とする。以下同じ。）を経由して農林水産大臣に申請書を提出する。

申請については、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定の両方への同時申請又はどちらか一方のみの申請のいずれも可能とする。

5 評価基準

評価を行う基準は認定基準に示すものとする。

世界農業遺産への認定申請に係る承認は、別紙の認定基準の第 1 により行うこととし、日本農業遺産の認定は、認定基準の第 1 及び第 2 により行うこととする。

6 評価及び決定

農林水産大臣は、世界農業遺産等専門家会議（世界農業遺産等専門家会議の設置について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2237 号）により設置された世界農業遺産等専門家会議をいう。以下同じ。）の評価を踏まえ、申請のあった地域の中から、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を行う地域を決定する。

7 結果の通知及び認定証の交付

農村振興局長は、6 で決定された世界農業遺産への認定申請に係る承認を行う地

域に対し、承認を行う旨を通知する。また、日本農業遺産に認定する地域に対し、認定を行う旨を通知し、併せて農林水産大臣による認定証を交付する。

第3 活動状況等の報告及び評価

1 活動状況等の報告

- (1) 認定地域（世界農業遺産又は日本農業遺産に認定された地域。以下同じ。）は、別紙様式第2号により作成した5年間の保全計画に基づき、当該地域の農林水産業システムの維持・保全等に係る活動を行う。
- (2) 認定地域は、保全計画に基づく活動状況及び成果について自己評価を行い農村振興局長に報告するものとする。
- (3) (2)の報告及び第3の2による活動状況等の評価については、保全計画の最終年度又はその前年度に行うものとし、時期及び評価方法については、事務局（農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課。以下「事務局」という。）から別途通知する。
- (4) 世界農業遺産の認定を既に受けている地域であって日本農業遺産の認定を受けていない地域が日本農業遺産の認定を受けた場合は、世界農業遺産の保全計画の活動終了年度又はその前年度に、日本農業遺産に係る活動状況も併せて第3の2による活動状況等の評価を行うこととする。
- (5) 日本農業遺産の認定を既に受けた地域であって、世界農業遺産の認定を受けていない地域が世界農業遺産の認定を受けた場合は、新たに作成した保全計画の活動最終年度又はその前年度に、第3の2による活動状況等の評価を行うこととする。

2 活動状況等の評価

第3の1の(2)で報告のあった活動状況等については、次に掲げる方法で評価するものとする。

- (1) 農村振興局長は、第3の1の(2)により報告を受けた活動状況等に対する自己評価の内容について、世界農業遺産等専門家会議を開催し、別紙の認定基準に照らし、改善措置の有無等について評価を行う。なお、必要に応じて現地調査等を実施する。
- (2) 農村振興局長は、世界農業遺産等専門家会議による評価結果を踏まえ、活動状況等の評価を行い認定地域に通知する。
- (3) 認定地域は、自己評価及び(2)の通知の内容を踏まえて次期保全計画を作成し、事務局との必要な調整を行った上で、次期保全計画の計画期間開始日までに農村振興局長に提出する。

3 改善措置

農村振興局長は、第3の2の評価の結果、維持・保全の状況が十分でないと判断

した場合には、当該地域に対し、改善措置を求めることができる。

4 その他

第3の1及び2に規定する行為について、認定地域が災害その他やむを得ない事由により対応することが困難である場合には、農村振興局長は、世界農業遺産等専門家会議の同意を得た上で、対応方法を別途定めることができる。

第4 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定の取消し

農林水産大臣は、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を受けた地域において、以下のいずれかに該当する事案を把握した場合には、事実関係を確認した上で、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を取り消すことができる。

- 1 申請内容と著しい相違が認められる場合。
- 2 第3の3の改善措置を求めたにもかかわらず改善が認められない場合。
- 3 認定地域から認定辞退の請求があった場合。

附 則

この要領は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月26日から施行する。